

令和8年度
文教施設における多様なPPP／PFIの先導的開発事業
仕様書

令和8年2月18日
文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部施設企画課

1. 事業名

令和8年度 文教施設における多様なPPP/PFIの先導的開発事業

2. 目的

今後、多くの文教施設等が老朽化による更新時期を迎える中、文教施設等の整備・運営に民間の資金や創意工夫を活用することにより、効率的かつ効果的で良好な公共サービスを実現するため、多様なPPP/PFIを推進していくことが必要である。

「PPP/PFI推進アクションプラン（令和7年改定版）」（令和7年6月4日 民間資金等活用事業推進会議決定）では、文教施設（スポーツ施設、文化・社会教育施設、大学施設）が重点分野として位置づけられ、公共施設等運営権制度を活用したPFI事業（以下「コンセッション事業」という。）の活用を目指すため、令和8年度までに具体化すべき事業件数（5年件数目標）が設定されている。

加えて、令和13年度までに具体化を狙う野心的な事業件数（事業件数10年ターゲット）は、目標値の上方修正が行われ、取組を促進していくこととされている。

これらを実現するため、文教施設においてコンセッション事業の具体化が進むよう、先導的な事例の形成に資する取組を実施する。

3. 成果物

本業務の業務内容についてまとめること。本事業の実施による成果物は、映像、画像等の著作権上の権利関係を済ませた上で納入すること。

- ・「7.4. 報告書作成」の内容を踏まえた成果報告書（概要A4版、本文A4版）
 - ・「7.2.1. 勉強会等」に係る講演資料、動画データ
- ※すべて電磁的記録で提出するものとする。

4. 委託契約期間

契約締結日 ～ 令和9年3月12日

5. 納入期限

最終報告書 令和9年3月12日

（なお、成果物の内容及び納入については、納入期限より前に事前に打合せを行い、文部科学省の担当者の指示に従うこと）

6. 納入先

文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部施設企画課 PFI推進係
MAIL: shisetulead-1@mext.go.jp

7. 業務内容

受託者は、次のⅠからⅢまでの各事業内容の具体的な内容について、下記7.2～7.4の記載事項及び入札説明書を踏まえ、効果的かつ効率的な提案を行うこと。

〈業務内容の概要〉

I. 周知型支援

コンセッション事業を含めた官民連携手法による文教施設の整備・運営に関心を有する地方公共団体等に対し、導入検討に必要な専門知識の提供や助言を行うための勉強会の開催及び個別相談の対応を行う。

II. 伴走型支援

所管文教施設の運営手法を検討中の地方公共団体等に対して、専門知識を持った者が現地を訪問し、現況調査・分析、関連企業等との情報交換、関連部署との合意形成等の検討過程についての伴走支援を行う。

III. 報告書作成

他の地方公共団体等がコンセッション事業を含む PPP/PFI の活用を検討する際の参考となるよう、I 及び II の支援を通じて得た知見について、分析や整理を行った上で、報告書を作成する。

なお、本委託業務費は、3,340 万円（税込）を上限として予定しているが、契約に至る実行計画調整の状況に伴い、提出された技術提案書に記載された所要経費そのまま措置されるとは限らない。

7.1 業務体制

7.1.1 業務方針

受託者は、業務計画の作成、業務の進捗管理等を行い、業務実施中には、業務の方向性や内容等に関して、本仕様書に定めるもののほか、文部科学省と密接に連携し、随時必要な調整を図るなど、協議しながら行うこと。

連絡調整を行う際の文部科学省側の担当者については、委託契約締結後に定めることとする。

7.1.2 業務体制

本業務の実施に足りうる専門性を持ち、本仕様を満たすのに十分な従事者を確保し、業務を遂行できる十分な体制を有していること。具体的には、事業手法や官民連携に関する知見だけでなく、施設の設計・施工・運営に伴う建築的な知見、ファイナンス的な知見など専門性を有した従事者を含めた業務体制とすること。

業務が停滞または著しく遅延していると文部科学省が判断した場合には、受託者は速やかに従事者を変更や増員するなどし、停滞または遅延を解消すること。

①事業実施に当たっては業務全体を統括する者として統括実施責任者を1名置くこと。

②業務管理が可能なまとまりごとに、業務を統括する者として、少なくとも次の項目については、①とは別に各項目1名の実施責任者を配置すること。実施責任者は、担当する業務領域に知見を持ったものとする。両項目の実施責任者は兼任することができるものとする。

(各項目)

- ・周知型支援に関すること
- ・伴走型支援に関すること

- ③統括実施責任者は、実施責任者と連携し、業務全体の業務統括（実施体制・進捗管理・業務内容の検討等）等の業務に当たること。
- ④実施責任者は、統括実施責任者と連携し、各従事者が担当する業務領域における業務統括（実施体制・進捗管理・業務内容の検討等）・文部科学省等との連絡調整等の業務に当たること。

7.2 周知型支援に関する事項

コンセッション事業を含めた官民連携手法による文教施設の整備・運営に関心を有する地方公共団体等に対し、導入検討に必要な専門知識の提供や助言を行うための勉強会の開催及び個別相談の対応を行う。

7.2.1 勉強会等

- ①地方公共団体等から幅広く受講希望を募り、オンライン勉強会を開催する。
- ②①については、質疑応答可能なライブ配信の他、配信アーカイブなどの資料により、後から勉強会の内容を参照できるようにする。さらに、地方公共団体等においてこれらの資料が積極的に活用されるよう、効果的な周知方法等を検討すること。
- ③①に加えて、特定の地方公共団体等が抱える課題や必要とする支援を捉え、個別に、対面の勉強会開催など、効果的な支援を方法を含め検討・実施すること。
- ④受講者の理解度の醸成や満足度の向上を考慮した効果的なプログラムを検討すること。

※具体的な開催方法については、文部科学省と協議の上、最終的に決定する。

- ⑤開催頻度は、①③併せて5回又は10時間（想定）。
- ⑥勉強会の講義内容は、コンセッション事業を含むPPP/PFIの仕組みやノウハウ、文教施設におけるPPP/PFI特有のポイント、及びこれらの事例紹介等とする。必要に応じて、過年度の本事業における勉強会の内容等を参照すること。

※過年度の本事業における勉強会の内容等は、文部科学省ウェブサイトから確認することができる。

https://www.mext.go.jp/a_menu/shisetu/infra/1421853_00012.htm

- ⑦実績のある地方公共団体等や民間事業者等の外部講師による講義など適宜効果的な講義内容を含めても差し支えない。
- ⑧オンライン勉強会で使用した事例及びそれ以外にも有用な文教施設の事例があれば、公表可能な形で資料にまとめること。

（参考：資料P8以降）

https://www.mext.go.jp/content/20250402-mxt_sisetuki-000008003_13.pdf

- ⑨官民連携手法の検討を行う地方公共団体と民間事業者とのマッチング環境の改善のため、地方公共団体等がサウンディングを行いやすいよう、文教施設の官民連携手法に興味・関心のある民間事業者をリストアップする等、公共と民間とのコミュニケーションの場の構築に関する効果的な方策を検討すること。
- ⑩プログラムの作成に係る著作権については、すべての著作物（他人の

著作物を含む。)の著作権及び出演者・参加者の肖像権について、権利者及び肖像の本人や保護者と記録の残る方法で確認を行うことを原則とする。ただし、当該著作権に係る使用料が発生する場合は、事前に文部科学省の了承を得た上で、受託者から支払うものとする。

7.2.2 個別相談

- ①地方公共団体等からのメール相談への対応、地方公共団体等とのオンライン相談会の実施など適宜効果的な方法を検討すること。
- ②地方公共団体等が積極的に個別相談の活用を検討できるよう、個別相談に関する取組の効果的な周知方法等を検討すること。
※具体的な方法については、文部科学省と協議の上、最終的に決定する。

7.3 伴走型支援に関する事項

所管文教施設の運営手法を検討中の地方公共団体等に対して、専門知識を持った者が現地を訪問し、現況調査・分析、関連企業等との情報交換、関連部署との合意形成等の検討過程についての伴走支援を行う。

7.3.1 伴走型支援の実施方針

- ①支援対象はスポーツ施設、文化・社会教育施設を含む文教施設の運営手法を検討中の地方公共団体等（4～6団体想定）とする。
- ②対象地方公共団体等は、文部科学省や受託者が保有する情報等により選定するものとする。選定のポイントは下記のとおり。
 - ・抱えている課題が明確で、コンセッション事業の活用が有力な選択肢となり得る地方公共団体等
 - ・文教施設を中心とする複合施設などの分野横断型のPFI、遊休施設等を使った文教施設のPFI、およびコンセッション導入事例の少ない文教施設種に係るPFIの検討など、先導性を有する案件
 - ・官民連携により、地域コミュニティの形成や、地域課題の解決など、持続可能な地域・経済社会の実現に向けた多様な効果を発揮することが期待される案件※具体的な支援対象の地方公共団体等については、採択後、文部科学省と協議の上、最終的に決定する。
※なお、支援対象の地方公共団体等の選定に当たっては、専門知識を持った者の現地訪問に係る旅費等の負担を考慮し、遠郊近郊の地方公共団体等が偏らないことに留意するものとする。

7.3.2 伴走型支援の主な取組内容

- ①現地訪問
専門知識を持った者が現地を訪問し、所有施設の現況、周辺情報等の調査・分析及び関係団体等との情報交換を行う。
※事前に地方公共団体等担当者を通じて情報収集することが望ましい。
※文部科学省担当者も可能な限り同行する。
- ②協議会の開催（オンライン及び対面開催）

課題点等の整理、改善方法の検討、運営手法の比較検証、事業スキーム案の提案及び地方公共団体等内部関係部署との合意形成の調整支援等を行う。

※対面開催の場合、①現地訪問と兼ねてもよいものとする。

※文部科学省担当者も可能な限り出席する。

③関連企業等との情報交換

コンセッション事業への参入の可能性がある民間事業者や地元の民間事業者との情報交換を行い、事業の実現可能性や、市場として参入しやすい条件、活用に向けたアイデア等を把握する。また、調査結果については地方公共団体等へフィードバックする。

7.4 報告書作成に関する事項

他の地方公共団体等がコンセッション事業を含む PPP/PFI の活用を検討する際の参考となるよう、7.2 及び 7.3 の支援を通じて得た知見について、分析や整理を行った上で、報告書を作成する。

7.4.1 報告書作成時の留意事項

- ①報告書は文部科学省ウェブサイトへの掲載やセミナー等を通じて広く普及啓発する予定であるため、他の地方公共団体等の多様な主体における検討に資するような先導性を有する取組、及び、成果内容とすること。
- ②報告書を作成する際は、必要に応じて、地方公共団体等の名称を伏せる等の配慮をすること。

8. 再委託

本業務のうち、その内容を第三者に委託することが効果的な業務の実施に合理的であると認められるものについては、業務の一部を再委託することができる。ただし、業務の全部を再委託することはできない。

再委託先が子会社や関連企業の場合、利益控除等透明性を確保すること。また、再委託費以外のすべての費目においても、受託者の子会社や関連企業への支出に該当する経費については、再委託費と同様の措置を行うか、取引業者選定方法において競争性を確保することで、価格の妥当性を明らかにすること。

9. 事業規模

事業規模は 3,340 万円（税込）を上限とする。

10. 応札者に求める要求要件

(1) 要求要件の概要

- ① 本委託事業に係る応札者に求める要求要件は、「(2) 要求要件の詳細」に示すとおりである。
- ② 要求要件は必須の要求要件と必須以外の要求要件がある。
- ③ 「*」の付してある項目は必須の要求要件であり、最低限の要求要件を示しており、技術審査においてこれを満たしていないと

判断がなされた場合は不合格として落札決定の対象から除外される。

- ④ 必須以外の要求要件は、満たしていれば望ましい要求要件であるが、満たしていなくても不合格とならない。
- ⑤ これらの要求要件を満たしているか否かの判断及びその他提案内容の評価等は、「令和8年度 文教施設における多様なPPP／PFIの先導的開発事業技術審査委員会」において行う。なお、総合評価落札方式に係る評価基準は別添の「令和8年度 文教施設における多様なPPP／PFIの先導的開発事業に係る評価基準」に基づくものとする。

(2) 要求要件の詳細

1 業務の実施方針

1-1 業務内容の妥当性、独創性

- * 1-1-1 仕様書記載の業務内容について全て提案されていること。〔仕様書に示した内容以外の独自の提案がされていればその内容に応じて加点する。〕
- 1-1-2 勉強会について、受講者の理解度の醸成や満足度の向上を考慮した効果的なプログラムの検討に工夫があれば内容に応じて加点する。
- 1-1-3 官民連携手法の検討を行う地方公共団体と民間事業者とのマッチング環境の改善のため、公共と民間とのコミュニケーションの場の構築に関する効果的な方策があれば内容に応じて加点する。
- 1-1-4 伴走型支援について、地方公共団体等の置かれている状況や多様なニーズに応じた柔軟かつ確かな支援の内容に工夫があれば内容に応じて加点する。

1-2 業務方法の妥当性、独創性

- * 1-2-1 業務の実施手法が仕様書記載の内容に照らして適切であること。〔業務の実施手法に、成果を高めるための工夫があればその内容に応じて加点する〕
- * 1-2-2 事業の実施手法が明確であること。
- 1-2-3 効果的な支援先の選定方法など先導的事例の形成に資する実施手法に工夫があれば内容に応じて加点する。

1-3 作業計画の妥当性、効率性

- * 1-3-1 作業の日程・手順等に無理がなく目的に沿った実現性があること。〔作業の日程・手順等が効率的であれば加点する。〕

2 組織の経験・能力

2-1 組織の類似業務の経験

- 2-1-1 過去に類似の業務を実施した実績があること。〔類似業務の実績内容により加点する。〕

2-2 組織の業務実施能力

- * 2-2-1 事業を遂行する人員が確保されていること。

2-2-2 幅広い知見・人的ネットワーク・優れた情報収集能力を有していれば加点する。

* 2-2-3 事業を実施する上で適切な財務基盤、経理能力を有していること。

2-3 業務に当たってのバックアップ体制

2-3-1 円滑な事業遂行のための人員補助体制が組み立てられていれば加点する。

3 業務従事予定者の経験・能力

3-1 業務従事予定者の類似業務の経験

3-1-1 過去に類似の業務をした実績があること。〔類似業務の実績内容により加点する。〕

3-2 業務従事予定者の業務内容に関する専門知識・適格性

* 3-2-1 業務内容に関する知識・知見を有していること。

3-2-2 業務内容に資する人的ネットワークを有していれば加点する。

4 ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標

4-1 ワーク・ライフ・バランス等の取組

4-1-1 以下のいずれかの認定等又は内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を受けていれば加点する。

○女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）に基づく認定（えるぼし認定企業・プラチナえるぼし認定企業）又は女性活躍推進法にもとづく一般事業主行動計画策定（常時雇用する労働者の数が100人以下のものに限る）

○次世代育成支援対策推進法（次世代法）に基づく認定（くるみん認定企業・トライくるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業）又は次世代法にもとづく一般事業主行動計画（令和7年4月1日以後の基準）策定（常時雇用する労働者の数が100人以下のものに限る）

○青少年の雇用の促進等に関する法律（若者雇用促進法）に基づく認定

5 賃上げを実施する企業に関する指標

5-1 賃上げの表明

以下のいずれかを表明していれば加点する（いずれかを応札者が選択するものとする）。

5-1-1 令和4年4月以降に開始する入札者の事業年度において、対前年度比で「給与等受給者一人当たりの平均受給額※1」を大企業※2においては3%以上、中小企業等においては1.5%以上増加させる旨を従業員に表明していること。

5-1-2 令和4年以降の暦年において、対前年比で「給与等受給者一人当たりの平均受給額※1」を大企業※2においては3%以上、中小企業等においては1.5%以上増加させる旨を従業員に表明していること。

※1 中小企業等においては、「給与総額」とする。

※2 中小企業とは、法人税法（昭和40年法律第34号）第66条第

2項、第3項及び第6項に規定される、資本金等の額等が1億円以下であるもの又は資本等を有しない普通法人等をいう。

1 1. 検査

受託者による業務完了（廃止）報告の内容が、契約の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかは、発注者が確認することをもって検査とする。

1 2. 守秘義務

受託者は、本業務の実施で知り得た非公開の情報を第三者に漏洩してはならない。

受注者は、本業務に係わる情報を他の情報と明確に区別して、善良な管理者の注意義務をもって管理し、本業務以外に使用しないこと。

1 3. 届出義務

受託者は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定など技術提案書に記載した事項について、認定の取消などによって記載した内容と異なる状況となった場合には、速やかに文部科学省へ届け出ること。

1 4. 賃上げを実施する企業に関する指標に係る留意事項

文部科学省は、受託者が賃上げを実施する企業に関する指標における加点を受けた場合、受託者の事業年度等（事業年度及び暦年をいう。）が終了した後、表明した率の賃上げを実施したことを以下の手法で確認する。

・10（2）5-1-1 の場合は、賃上げを表明した年度及びその前年度の法人事業概況説明書の「10 主要科目」のうち「労務費」、「役員報酬」及び「従業員給料」の合計額を「4 期末従業員等の状況」のうち「計」で除した金額を比較する。

・10（2）5-1-2 の場合は、給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表の「1 給与所得の源泉徴収票 合計表（375）」の「A 俸給、給与、賞与等の総額」の「支払金額」欄を「人員」で除した金額により比較する。

※ 中小企業等にあつては、上記の比較をすべき金額は、10（2）5-1-1 の場合は「合計額」と、10（2）5-1-2 の場合は「支払金額」とする。

加点を受けた受託者は、確認のため必要な書類を速やかに文部科学省に提出すること。ただし、前述の書類により賃上げ実績が確認できない場合であっても、税理士又は公認会計士等の第三者により上記基準と同等の賃上げ実績を確認することができる書類であると認められる書類等をもって代えることができる。

上記の確認を行った結果、加点を受けた受注者が表明書に記載した賃上げ基準に達していない場合又は本制度の趣旨を意図的に逸脱してい

る場合においては、当該事実判明後の総合評価落札方式において所定の点数を減点するものとする。詳細は従業員への賃金引上げ計画の表明書裏面の（留意事項）を確認すること。

なお、確認に当たって所定の書類を提出しない場合も、賃上げ基準に達していない者と同様の措置を行う。

15. 子会社、関連企業に対する利益控除等透明性の確保

再委託先が子会社や関連企業の場合、利益控除等透明性を確保すること。また、再委託費以外のすべての費目においても、受託者の子会社や関連企業への支出に該当する経費については、再委託費と同様の措置を行うか、取引業者選定方法において競争性を確保することで、価格の妥当性を明らかにすること。

16. 取引停止期間中の者への支出の禁止

再委託先や事業費による支出先に取引停止期間中の者を含めないこと。

17. 協議事項

この仕様書に記載されていない事項、または本仕様書について疑義が生じた場合は、文部科学省と適宜協議を行うものとする

**令和8年度 文教施設における
多様なPPP／PFIの先導的開発事業**

総合評価基準

**令和8年2月18日
文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部施設企画課**

本資料は、文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部施設部が調達する令和8年度 文教施設における多様なPPP/PFIの先導的開発事業に係る入札の評価に関する基準について規定したものである。

1 入札価格の評価方法

入札価格の評価については、次のとおりとする。

入札価格の得点は、入札価格を予定価格で除して得た値を1から減じて得た値に入札価格に対する得点配分を乗じて得た値とする。

$$\text{入札価格点} = \text{価格点の配分} \times (1 - \text{入札価格} \div \text{予定価格})$$

2 技術等の評価方法

入札に係る技術等の評価は、本委託事業を審査するための審査委員会を設置し、別冊の仕様書、別紙1の評価項目及び得点配分基準及び別紙2の加点付与基準（以下「評価基準」という。）に基づき以下のとおり評価を行う。

なお、仕様書及び評価基準に記載されていない技術等は評価の対象としない。

また、仕様書及び評価基準に記載されている技術等であっても、入札に係る技術等が文部科学省としての必要度・重要度に照らして、必要な範囲を超え、評価する意味のないものは評価の対象としないことがある。

- (1) 評価基準に記載する必須の評価項目に係る技術等については、仕様書に記載する必須の要求要件を満たしているか否かを判定し、これを満たしているものには評価基準に基づき基礎点を与え、更に、これを超える部分については、評価に応じ評価基準に示す加点の点数の範囲内で得点を与える。
- (2) 仕様書に記載する技術等の要求要件（以下「技術的要件」という。）を満たしているか否かの判定及び評価基準に基づき付与する得点の判定は、技術審査委員会において、提出された総合評価に関する書類その他入札説明書で求める提出資料の内容を審査して行う。

3 得点配分

区分	価格点	技術点	合計
配点	40	135	175

4 総合評価の方法

- (1) 入札価格及び技術等の総合評価は、次の各要件に該当する入札者のうち、1の入札価格の評価方法により得られた入札価格の得点に2の技術等の評価方法により得られた当該入札者の申込みに係る技術等の各評価項目の得点の合計を加えて得た数値をもって行い、当該数値の最も高い者を落札者とする。
 - ① 予定価格の制限の範囲内の入札価格を提示した競争加入者であること。
 - ② 入札に係る技術等が仕様書で規定する技術的要件のうち必須とした要求要件を全て満たしている技術等を提案した入札者であること。
- (2) 上記数値の最も高い者が2人以上であるときは、当該者にくじを引かせて落札者を決定する。この場合において、当該入札者のうち出席しない者又はくじを引かないものがあるときは、入札執行事務に関係のない職員に、これに代わってくじを引かせ落札者を決定する。

別紙 1

令和 8 年度 文教施設における多様な PPP / PFI の先導的開発事業
に係る評価項目及び得点配分基準

* : 必須の項目 ● : 価格と同等に評価できない項目

分類	評価項目及び評価基準	基礎点	加点
	1 業務の実施方針 [95点]	45	50
	1-1 業務内容の妥当性、独創性	20	30
●	* 1-1-1 仕様書記載の調査内容について全て提案されていること。〔仕様書に示した内容以外の独自の提案がされていればその内容に応じて加点する。〕	20	10
	1-1-2 勉強会について、受講者の理解度の醸成や満足度の向上を考慮した効果的なプログラムの検討に工夫があれば内容に応じて加点する。		5
	1-1-3 官民連携手法の検討を行う地方公共団体と民間事業者とのマッチング環境の改善のため、公共と民間とのコミュニケーションの場の構築に関する効果的な方策があれば内容に応じて加点する。		5
	1-1-4 伴走型支援について、地方公共団体等の多様なニーズや文教施設特有の課題等に応じた柔軟かつ的確な支援の内容に工夫があれば内容に応じて加点する。		10
	1-2 業務方法の妥当性、独創性	20	15
●	* 1-2-1 業務の実施手法が仕様書記載の内容に照らして適切であること。〔業務の実施手法に、成果を高めるための工夫があればその内容に応じて加点する〕	10	5
	* 1-2-2 事業の実施手法が明確であること。	10	
	1-2-3 効果的な支援先の選定方法など先導的事例の形成に資する実施手法に工夫があれば内容に応じて加点する。		10
	1-3 作業計画の妥当性・効率性	5	5
●	* 1-3-1 作業の日程・手順等に無理がなく目的に沿った実現性があること。〔作業の日程・手順等が効率的であれば加点する。〕	5	5
	2 組織の経験・能力 [17点]	6	11
	2-1 組織の類似業務の経験	—	5
	2-1-1 過去に PFI に関する類似の業務を実施した実績があること。〔類似業務の実績内容により加点する。〕	—	5
	2-2 組織の事業実施能力	6	3
	* 2-2-1 事業を遂行する人員が確保されていること。	3	
	2-2-2 幅広い知見・人的ネットワーク・優れた情報収集能力を有していれば加点する。		3
	* 2-2-3 事業を実施する上で適切な財務基盤、経理能力を有していること。	3	
	2-3 業務に当たってのバックアップ体制		3
	2-3-1 円滑な事業遂行のための人員補助体制が組み立てられていれば加点する。		3
	3 業務従事予定者の経験・能力 [11点]	3	8
	3-1 業務従事予定者の類似調査業務の経験	—	5
	3-1-1 過去に PFI に関する類似の業務をした実績があること。〔類似業務の実績内容により加点する。〕	—	5
	3-2 業務従事予定者の業務内容に関する専門知識・適格性	3	3
	* 3-2-1 業務内容に関する知識・知見を有していること。	3	
	3-2-2 業務内容に関する人的ネットワークを有していれば加点する。		3
	4 ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標 [6点]		6
	4-1 ワーク・ライフ・バランス等の取組		
	4-1-1 以下のいずれかの認定等があること。〔ワーク・ライフ・バランス等の取組に関する認定内容等により加点する。〕		
	○ 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）に基づく認定		

	<p>(えるぼし認定企業・プラチナえるぼし認定企業)を受けていること。又は、女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画策定済(常時雇用する労働者の数が100人以下のものに限る)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 次世代育成支援対策推進法(次世代法)に基づく認定(くるみん認定企業・トライくるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業)を受けていること。又は、次世代法に基づく一般事業主行動計画(令和7年4月1日以降の基準)策定済(常時雇用する労働者の数が100人以下のものに限る)。 ○ 青少年の雇用の促進等に関する法律(若者雇用促進法)に基づく認定を受けていること。 <p>※内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を受けている外国法人については、相当する各認定等に準じて加点する。</p>		6
5 賃上げを実施する企業に関する指標 [6点]			6
	5-1 賃上げの表明		
	<p>以下のいずれかを表明していること。(いずれかを応募者が選択するものとする)</p> <p>5-1-1 令和4年4月以降に開始する入札者の事業年度において、対前年度比で「給与等受給者一人当たりの平均受給額」を大企業においては3%以上、中小企業等においては1.5%以上増加させる旨を従業員に表明していること。</p> <p>5-1-2 令和4年以降の暦年において、対前年比で「給与等受給者一人当たりの平均受給額」を大企業においては3%以上、中小企業等においては1.5%以上増加させる旨を従業員に表明していること。</p> <p>※「総合評価落札方式における賃上げを実施する企業に対する加点措置について」(令和3年12月17日付財計第4803号)第5による賃上げ基準に達していない者の通知について」に基づく減点措置期間中の者に対しては6点減点する。</p>		6
合 計 [135点]		54	81

令和8年度 文教施設における多様なPPP／PFIの先導的開発事業に係る加点付与基準

加 点 評 価 項 目		評 価 区 分		
		大変優れている	優れている	やや優れている
1	調査業務の実施方針			
	* 1-1-1 仕様書記載の調査内容について全て提案されていること。〔仕様書に示した内容以外の独自の提案がされていればその内容に応じて加点する。〕	10	6	2
	1-1-2 勉強会における受講者の理解度の醸成や満足度の向上を考慮した効果的なプログラムの検討について	5	3	1
	1-1-3 官民連携手法の検討を行う地方公共団体と民間事業者のマッチング環境の改善について	5	3	1
	1-1-4 伴走型支援における地方公共団体等の多様なニーズや文教施設特有の課題等に応じた柔軟かつ的確な支援について	10	6	2
	* 1-2-1 業務の実施手法が仕様書記載の内容に照らして適切であること。〔業務の実施手法に、成果を高めるための工夫があればその内容に応じて加点する〕	5	3	1
	1-2-3 効果的な支援先の選定方法など先導的事例の形成に資する実施手法に工夫について	10	6	2
	* 1-3-1 作業の日程・手順等に無理がなく目的に沿った実現性があること。〔作業の日程・手順等が効率的であれば加点する。〕	5	3	1
2	組織の経験・能力			
	2-1-1 類似業務の実績内容について	5	3	1
	2-2-2 幅広い知見・人材ネットワーク・優れた情報収集能力について	3	2	1
	2-3-1 円滑な事業遂行のための人員補助体制について	3	2	1
3	業務従事予定者の経験・能力			
	3-1-1 業務従事予定者が過去にPFIに関する類似の業務をした実績について	5	3	1
	3-2-2 業務内容に関する人的ネットワークについて	3	2	1
4	ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標			
	4-1-1 ワーク・ライフ・バランス等の取組について			
	○女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）に基づく認定（えるぼし認定企業・プラチナえるぼし認定企業）等	複数の認定等に該当する場合は、最も配点が高い区分により加点を行うものとする。		
	・プラチナえるぼし認定企業			
	・認定段階3			
	・認定段階2（労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと）			
	・認定段階1（労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと）			
	・行動計画策定済（女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定義務がない事業主（常時雇用する労働者の数が100人以下のもの）に限る）			1

<p>○次世代育成支援対策推進法（次世代法）に基づく認定（くるみん認定企業・トライくるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業）等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・プラチナくるみん認定 ・くるみん④（令和7年4月1日以降の基準） ・くるみん認定②③（平成29年4月1日以降～令和7年3月31日までの基準） ・トライくるみん認定 ・くるみん認定①（平成29年3月31日までの基準） <p>・行動計画策定済（常時雇用する労働者の数が100人以下のものに限る）</p>	<p style="text-align: right;">6 4 3 3 2 1</p>
<p>○青少年の雇用の促進等に関する法律（若者雇用促進法）に基づく認定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ユースエール認定 <p>※内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を受けている外国法人については、相当する各認定等に準じて加点する。</p>	<p style="text-align: right;">4</p>
<p>5 賃上げを実施する企業に関する指標</p>	<p style="text-align: center;">5-1-1 と 5-1-2 のいずれかを加点するものとする。</p>
<p>5-1-1 令和4年4月以降に開始する入札者の事業年度において、対前年度比で「給与等受給者一人当たりの平均受給額」を大企業においては3%以上、中小企業等においては1.5%以上増加させる旨を従業員に表明していること。</p> <p>5-1-2 令和4年以降の暦年において、対前年比で「給与等受給者一人当たりの平均受給額」を大企業においては3%以上、中小企業等においては1.5%以上増加させる旨を従業員に表明していること。</p> <p>※ 「「総合評価落札方式における賃上げを実施する企業に対する加点措置について」（令和3年12月17日付財計第4803号）第5による賃上げ基準に達していない者の通知について」に基づく原点措置期間中の者に対しては6点減点する。</p>	<p style="text-align: right;">6 6</p>

（注） 実績を要求要件とする際は、競争性を阻害することのないよう必要最小限とすること。